

組織犯罪対策

第1節 暴力団対策

第2節 薬物銃器対策

第3節 来日外国人犯罪対策

第4節 犯罪収益対策

第3章

CHAPTER 3



第1節

暴力団対策

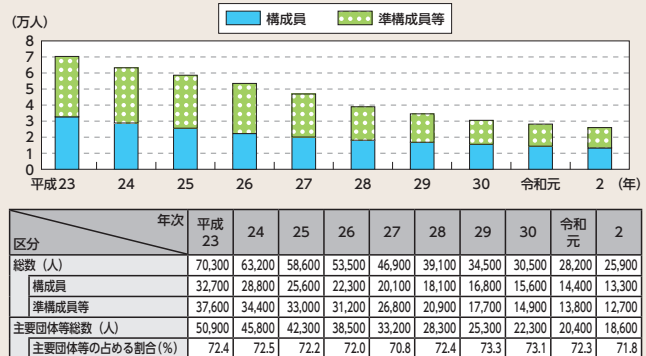
1 暴力団情勢

(1) 暴力団構成員及び準構成員等^(注1)の推移

暴力団構成員及び準構成員等の過去10年間の推移は、図表3-1のとおりであり、その総数は平成17年（2005年）以降減少し、令和2年（2020年）末には、暴力団対策法が施行された平成4年以降最少となった。この背景としては、近年の暴力団排除活動の進展や暴力団犯罪の取締りに伴う資金獲得活動の困難化等により、暴力団からの構成員の離脱が進んだことなどが考えられる。

また、六代目山口組からの分裂組織を含む主要団体等^(注2)の暴力団構成員及び準構成員等の総数に占める割合は、令和2年末も7割を超えており、寡占状態は継続している。

図表3-1 暴力団構成員及び準構成員等の推移
(平成23年～令和2年)



注1：数値は、各年末現在

注2：総数が暴力団構成員及び準構成員等の数の合計と異なるのは、これらの数が概数であるためである。

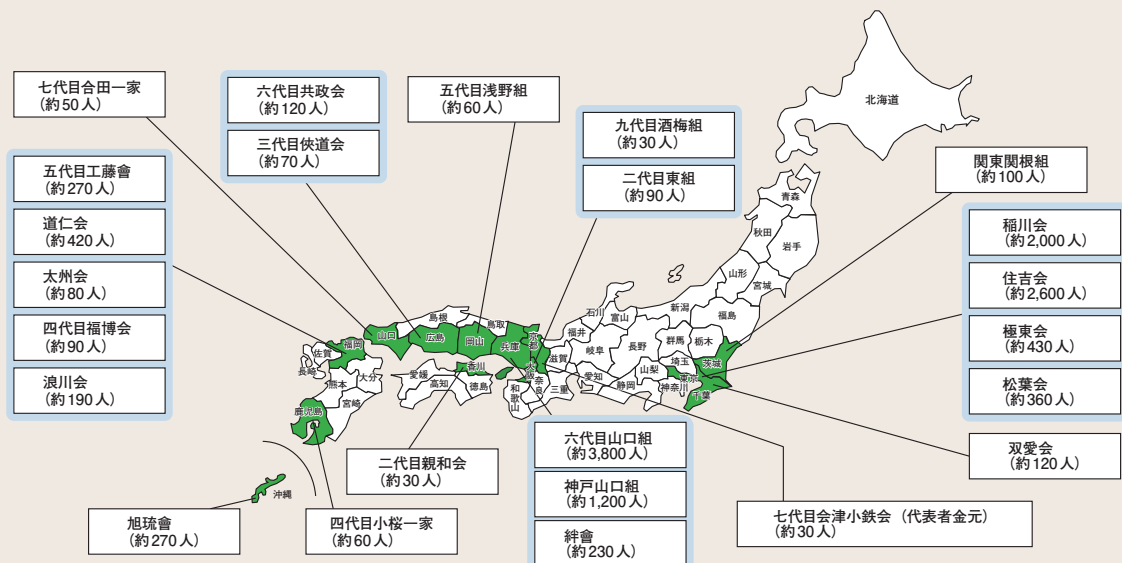
(2) 暴力団の解散・壊滅

令和2年中に解散・壊滅した暴力団の数は134組織であり、これらに所属していた暴力団構成員の数は426人である。このうち主要団体等の傘下組織の数は99組織（73.9%）であり、これらに所属していた暴力団構成員の数は344人（80.8%）である。

(3) 暴力団の指定

令和3年6月1日現在、暴力団対策法の規定に基づき24団体が指定暴力団として指定されている。令和2年中は6団体が、令和3年中は6月までに4団体がそれぞれ指定を受けた^(注3)。

図表3-2 指定暴力団一覧表



注1：括弧内の人数は、各指定暴力団の構成員数を表す。

注2：令和2年末における全暴力団構成員数（約1万3,300人）に占める指定暴力団構成員数（約1万2,700人）の比率は95.5%である。

注1：暴力団構成員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団構成員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するもの

注2：平成26年までは、六代目山口組、稲川会及び住吉会を「主要3団体」と、平成27年以降は、神戸山口組を含む4団体を「主要団体」と、平成30年以降は、絆会（住吉山口組から改称）を含む5団体を「主要団体等」という。

注3：令和2年中は浪川会、三代目伏道会、太州会、九代目酒梅組、極東会及び二代目東組が、令和3年中は2月に松葉会及び四代目福博会が、3月に絆会が、4月に関東関根組がそれぞれ指定を受けた。

2 暴力団犯罪の取締り

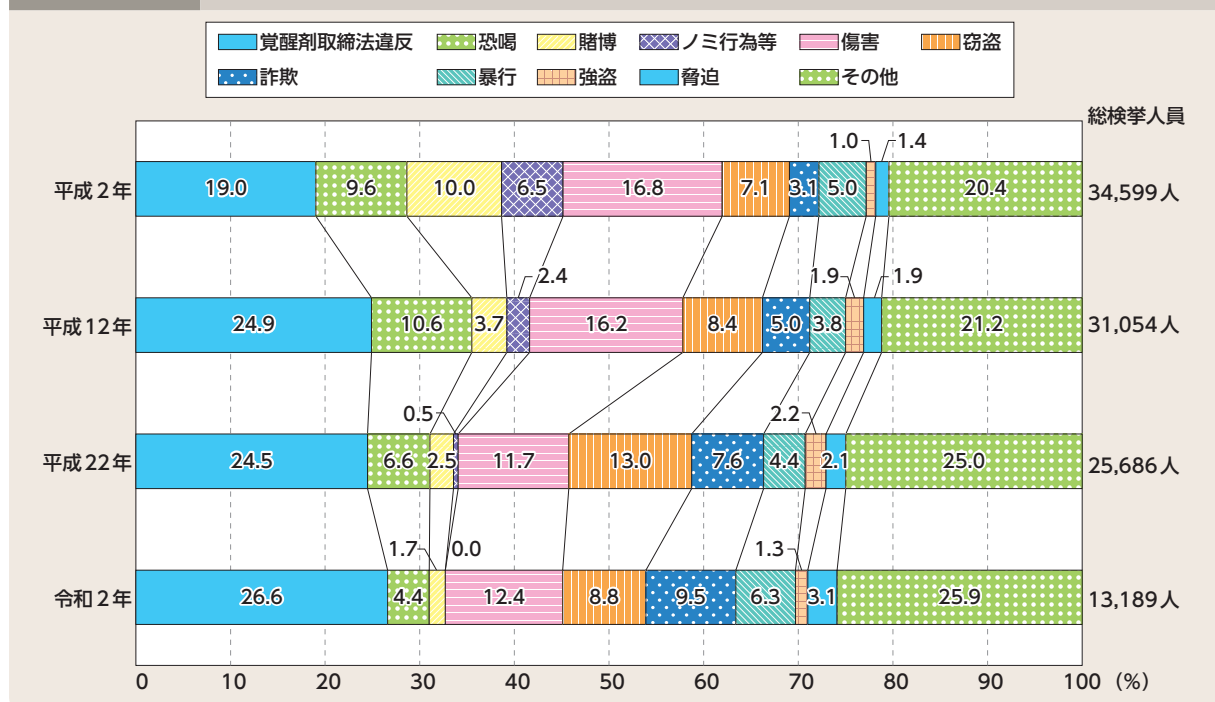
(1) 検挙状況

暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者（以下「暴力団構成員等」という。）の検挙人員は、図表3-3のとおりであり、近年減少傾向にある。暴力団構成員等の総検挙人員のうち、覚醒剤取締法違反、恐喝、賭博及びノミ行為等^(注)（以下「伝統的資金獲得犯罪」という。）の検挙人員が占める割合は3割程度で推移しており、特に覚醒剤取締法違反の割合が大きく、依然として覚醒剤が暴力団の有力な資金源となっているといえる。他方、平成2年以降の検挙人員の罪種別割合をみると、図表3-4のとおりであり、恐喝、賭博及びノミ行為等の割合が減少しているのに対し、詐欺の検挙人員が占める割合が増加傾向にあるなど、暴力団が資金獲得活動を変化させている状況もうかがわれる。

図表3-3 暴力団構成員等の検挙人員（伝統的資金獲得犯罪）の推移（平成22年～令和2年）

区分	年次	平成22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2
暴力団構成員等の総検挙人員（人）		25,686	26,269	24,139	22,861	22,495	21,643	20,050	17,737	16,881	14,281	13,189
伝統的資金獲得犯罪の検挙人員（人）		8,742	8,680	8,209	7,478	7,479	7,202	6,269	5,795	5,641	4,422	4,313
覚醒剤取締法違反		6,283	6,513	6,285	6,045	5,966	5,618	5,003	4,693	4,569	3,593	3,510
恐喝		1,684	1,559	1,334	1,084	1,084	1,042	830	803	772	636	575
賭博		652	405	511	294	366	515	423	289	292	189	225
ノミ行為等		123	203	79	55	63	27	13	10	8	4	3
暴力団構成員等の総検挙人員に占める伝統的資金獲得犯罪の検挙人員の構成比(%)		34.0	33.0	34.0	32.7	33.2	33.3	31.3	32.7	33.4	31.0	32.7

図表3-4 暴力団構成員等の検挙人員の罪種別割合の推移（平成2年、12年、22年及び令和2年）



注：公営競技をめぐる施行者以外の第三者が行う勝馬投票等類似行為等の競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法違反

(2) 対立抗争事件等の発生

暴力団は、組織の継承等をめぐって銃器を用いた対立抗争事件を引き起こしたり、自らの意に沿わない事業者を対象とする、報復・見せしめ目的の襲撃等事件を敢行したりするなど、自己の目的を遂げるためには手段を選ばない凶悪性がみられる。

近年の対立抗争事件、暴力団等によるとみられる事業者襲撃等事件等の発生状況は、図表3-5のとおりである。これらの事件の中には、銃器が使用されたものもあり、市民生活に対する大きな脅威となるものであることから、警察においては、重点的な取締りを推進している。

図表3-5 対立抗争事件の発生件数等の推移
(平成28年～令和2年)^(注1)

区分		年次	平成28	29	30	令和元	2
対立抗争事件 ^(注2)	発生件数(件)		42	9	8	14	10
	うち銃器使用		6	1	1	3	5
	死者数(人)		4	1	0	3	0
	負傷者数(人)		15	4	9	7	8
暴力団等によるとみられる事業者襲撃等事件 ^(注3)	発生件数(件)		3	2	1	2	1
	うち銃器使用		1	0	0	0	1
	うち手りゅう弾使用		0	0	0	0	0
	死者数(人)		0	0	0	0	0
暴力団等によるとみられる銃器発砲事件 ^(注4)	負傷者数(人)		0	0	0	2	0
	発砲事件数(件)		17	13	4	10	14
	死者数(人)		2	2	0	4	3
	負傷者数(人)		1	4	1	5	5

注1：数値は、いずれも令和3年5月末現在のもの

注2：特定の団体間の特定の原因による一連の対立抗争に起因するとみられる事件の合計を「発生件数」としている。

注3：暴力団等が、その意に沿わない活動を行う事業者に対して威嚇、報復等の目的で行ったと認められる殺人、傷害等の事件

注4：銃砲（「けん銃、小銃、機関銃、砲、猟銃その他金属性弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲及び空気銃」(銃刀法第2条第1項)）を使用して金属性弾丸を発射することにより、人の死傷、物の損壊等の損害が発生したものと及びそのおそれがあったもの（過失及び自殺を除く。）

CASE

六代目山口組傘下組織の構成員の男(33)は、令和2年8月、殺意をもって、神戸山口組傘下組織の幹部に対して拳銃を発射し、負傷させた。同年10月、同男を殺人未遂罪等で逮捕した(山口)。

(3) 資金獲得犯罪

暴力団は、覚醒剤の密売、繁華街における飲食店等からのみかじめ料の徴収、企業や行政機関を対象とした恐喝・強要のほか、強盗、窃盗、特殊詐欺、各種公的給付制度を悪用した詐欺等、時代の変化に応じて様々な資金獲得犯罪を行っている。

また、暴力団は、実質的にその経営に関与している暴力団関係企業を利用し、又は共生者^(注)と結託するなどして、その実態を隠蔽しながら、一般の経済取引を装った貸金業法違反、労働者派遣法違反等の資金獲得犯罪を行っている。

警察では、巧妙化・不透明化する暴力団の資金獲得活動に関する情報を収集・分析するとともに、社会経済情勢の変化に応じた暴力団の資金獲得活動の動向にも留意しつつ、暴力団や共生者等に対する取締りを推進している。

CASE

六代目山口組傘下組織の構成員の男(38)は、令和2年5月、国の持続化給付金制度を利用して同給付金の名目で現金をだまし取ろうと考え、同給付金申請用ページに接続し、自らが暴力団員であることを隠した上、管理する会社の売上げが減少したように装って同給付金の給付を申請し、現金200万円をだまし取った。同年11月、同男を詐欺罪で逮捕した(愛知)。

注：暴力団に利益を供与することにより、暴力団の威力、情報力、資金力等を利用し自らの利益拡大を図る者

3 暴力団対策法の運用

指定暴力団員がその所属する暴力団の威力を示して暴力的要求行為^(注)を行った場合等において、都道府県公安委員会は、暴力団対策法に基づき、中止命令等を発出することができる。中止命令等の発出件数の推移は、図表3-6のとおりである。

図表3-6 暴力団対策法に基づく中止命令等の発出件数の推移(平成28年～令和2年)

区分	年次	平成28	29	30	令和元	2
中止命令		1,337	1,369	1,267	1,112	1,134
再発防止命令		33	35	43	32	52
請求妨害防止命令		0	1	0	3	1
用心棒行為等防止命令		2	1	6	4	3
賞揚等禁止命令		6	11	16	3	7
事務所使用制限命令		0	0	2	19 (1)	9

注：括弧内は撤回した仮命令の件数を外数で示している。事務所使用制限に係る仮命令を発出したところ、事務所が撤去されたことから、撤回したものである。

CASE

住吉会傘下組織の会長の男（74）は、令和2年5月、知人に対し、「給付金10万入るだろ、入ったら5万よこせ」などと告げて、自己が所属する暴力団の威力を示して、金品等の贈与をみだりに要求した。同年7月、北海道公安委員会は、同男に対し、暴力団対策法に基づき、暴力的要求行為を継続してはならない旨の中止命令を発出した（北海道）。

memo

六代目山口組と神戸山口組の対立抗争と暴力団対策法の活用

六代目山口組と神戸山口組の間では、平成31年4月以降、拳銃使用の殺人事件等が相次いで発生するなど、対立抗争が激化し、地域社会に大きな不安を与えた。こうした状況を受け、令和元年12月、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府及び兵庫県の公安委員会が、暴力団対策法に基づき、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市等10市を特に警戒を要する区域（以下「警戒区域」という。）として、両団体を「特定抗争指定暴力団等」に指定することを決定し、令和2年1月、その効力が発生した。その後も、両団体の間で拳銃使用の殺人未遂事件が発生したことなどから、同年7月、10月、12月及び令和3年1月に警戒区域を追加するなど、対立抗争等の情勢に応じた措置を講じることにより、対立抗争に伴う市民への危害の防止に努めている。令和3年5月末現在、10府県19市町を警戒区域と定めている。



暴力団事務所に対する標章貼付の状況

CASE

六代目山口組傘下組織の幹部の男（52）は、令和2年5月、岡山市内の神戸山口組傘下組織事務所の駐車場において、殺意をもって、神戸山口組傘下組織の幹部に対して拳銃を発射し、負傷させた。同年6月、同男を殺人未遂罪等で逮捕した。

こうした状況を受け、同年7月、関係県の公安委員会が、岡山市等4市を警戒区域として、両団体を「特定抗争指定暴力団等」に指定した（岡山、鳥取、島根、愛媛）。

4 暴力団排除活動の推進

(1) 国及び地方公共団体における暴力団排除活動

国及び地方公共団体は、犯罪対策閣僚会議の下に設置された暴力団取締り等総合対策ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）における申合せ等に基づき、警察と連携して、受注業者の指名基準や契約書に暴力団排除条項^(注1)（下請契約、再委託契約等に係るものを含む。）を盛り込むほか、受注業者に対して、暴力団等に不当に介入された場合の警察への通報等を義務付けるなどの取組を推進している。また、民間工事等に関係する業界及び独立行政法人に対しても同様の取組が推進されるよう所要の指導・要請を行っている。

(2) 各種事業・取引等からの暴力団排除

① 各種事業からの暴力団排除

近年、各種事業から暴力団関係企業等を排除するため、法令等において暴力団排除条項の整備が進んでおり、警察では、暴力団の資金源を遮断するため、関係機関・団体と連携して、貸金業、建設業等の各種事業からの暴力団排除を推進している。

② 各種取引からの暴力団排除

近年、暴力団の資金獲得活動が巧妙化・不透明化していることから、企業が、取引先が暴力団関係企業等であると気付かずに経済取引を行ってしまうことを防ぐため、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」^(注2)及びワーキングチームにおける申合せに基づき、警察では、関係機関・団体と連携を強化し、各種取引からの暴力団排除を推進している。

(3) 地域住民等による暴力団排除活動

警察では、暴力追放運動推進センター（以下「暴追センター」という。）及び弁護士会と緊密に連携し、適格暴追センター制度^(注3)も活用しながら、事務所撤去訴訟等に対する支援を実施するなどして、地域住民等による暴力団排除活動を支援している。

また、暴力団対策法における指定暴力団の代表者等の損害賠償責任に関する規定も効果的に活用しながら、暴力団犯罪に係る損害賠償請求訴訟に対する支援を実施するなどして、暴力団の不当要求による被害の防止、暴力団からの被害の救済等に努めている。



暴力追放県民大会の状況

CASE

令和2年10月、適格暴追センターの認定を受けた福岡県暴力追放運動推進センターが、浪川会本部事務所の付近住民から委託を受け、福岡地方裁判所に対し、同センターの名をもって同事務所の使用禁止等の仮処分命令の申立てを行ったところ、同年11月、同命令が決定された（福岡）。

注1：法令、規約及び契約書等に設けられている条項であって、許可を取得する者、事務の委託の相手方、契約等の取引の相手方等から暴力団員等の暴力団関係者又は暴力団関係企業を排除する旨を規定する条項

注2：平成19年の犯罪対策閣僚会議幹事会における申合せ。企業が反社会的勢力による被害を防止するための基本的な理念や具体的な対応について取りまとめたもの

注3：国家公安委員会から適格暴追センターとして認定を受けた暴追センターが、指定暴力団等の事務所の付近住民等から委託を受けて、自己の名をもって事務所使用差止請求を行うことができる制度

（４）地方公共団体における暴力団排除に関する条例の運用

各都道府県は、地方公共団体、住民、事業者等が連携・協力して暴力団排除に取り組む旨を定め、暴力団排除に関する基本的な施策、青少年に対する暴力団からの悪影響排除のための措置、暴力団の利益になるような行為の禁止等を主な内容とする暴力団排除に関する条例の運用に努めている。

各都道府県では、条例に基づき、暴力団の威力を利用する目的で財産上の利益の供与をしてはならない旨の勧告等を実施している。令和2年中における実施件数は、勧告が54件、指導が6件、説明等の要求を拒んだことによる公表が1件、中止命令が10件、再発防止命令が2件、検挙が33件となっている。

CASE ▶

稲川会傘下組織の総長の男（70）らは、神奈川県暴力団排除条例に定める暴力団事務所の開設及び運営の禁止区域において、平成31年3月頃、暴力団事務所を開設し、令和2年1月までの間、運営した。同年6月までに、同男ら14人を同条例違反（暴力団事務所の開設及び運営の禁止区域等）で検挙した（神奈川）。

CASE ▶

共政会傘下組織の幹部の男（51）は、令和2年6月、広島県暴力団排除条例に定める暴力団排除特別強化地域において、無店舗型性風俗特殊営業を営む者から、その営業を認める対償として、現金11万円の供与を受けた。同年7月までに、同男ら2人を同条例違反（暴力団員の禁止行為、特定営業者の禁止行為）で逮捕した（広島）。

CASE ▶

静岡県内に居住する男が、自身が管理する不動産が暴力団事務所として使用されることを知りながら、六代目山口組傘下組織との間で当該不動産の譲渡等に係る契約を締結し、静岡県暴力団排除条例の規定（不動産の譲渡等をしようとする者の責務）に違反した疑いが認められたことから、令和2年6月以降、静岡県公安委員会は、同条例の規定に基づき、同男に対し当該違反の事実を明らかにするための説明又は資料の提出を求めた。同男が正当な理由なくこれを拒んだことから、同年8月、静岡県公安委員会は、同条例の規定に基づき、同男の氏名等を公表した（静岡）。

（５）暴力団員の社会復帰対策の推進

暴力団を壊滅するためには、構成員を一人でも多く暴力団から離脱させ、その社会復帰を促すことが重要である。警察庁では、平成29年に閣議決定された「再犯防止推進計画」等に基づき、関係機関・団体と連携して、暴力団関係者に対する暴力団からの離脱に向けた働き掛けの充実を図るとともに、構成員の離脱・就労、社会復帰等に必要な社会環境及びフォローアップ体制の充実に関する効果的な施策を推進している。

memo

社会復帰アドバイザー

警察では、暴力団から離脱した者及び離脱する意志を有する者の円滑な就労を支援するため、暴力団からの円滑な離脱や離脱希望者の生活環境の調整改善等について知識や経験を有する元警察職員を社会復帰アドバイザーに任命しており、暴力団員の社会復帰対策の様々な場面で活躍している。



社会復帰アドバイザーの活動状況

CASE ▶

警察の支援による暴力団からの離脱者が、就労支援を希望したことから、社会復帰対策協議会^(注)において受入れ企業を選定し、社会復帰アドバイザーによる採用面接の同行等の支援を行った。令和2年10月、同人は希望する企業に就労した。

注：警察、暴追センター、関係機関・団体等から構成される、暴力団を離脱した者の安定した雇用の場の確保のための連絡組織

5 準暴力団等の動向と警察の取組

(1) 準暴力団等^(注)の動向と特徴

暴走族の元構成員等を中心とする集団に属する者が、繁華街・歓楽街等において、集団的又は常習的に暴行、傷害等を敢行している例がみられるほか、特殊詐欺や組織窃盗等の違法な資金獲得活動を活発化させている。こうした集団の中には、暴力団のような明確な組織構造は有しないが、犯罪組織との密接な関係がうかがわれるものも存在しており、警察では、こうした集団を暴力団に準ずる集団として「準暴力団」と位置付けている。

CASE ▶

平成24年9月、東京都港区六本木のクラブ内において、暴走族の元構成員等を中心とする集団のメンバーの男(33)らが、店内にいた男性客を金属バット等で殴り死亡させる事件が発生した。警察では、この事件に関与したとして、主犯格の男について重要指名手配を行っている(警視庁)。



手配写真

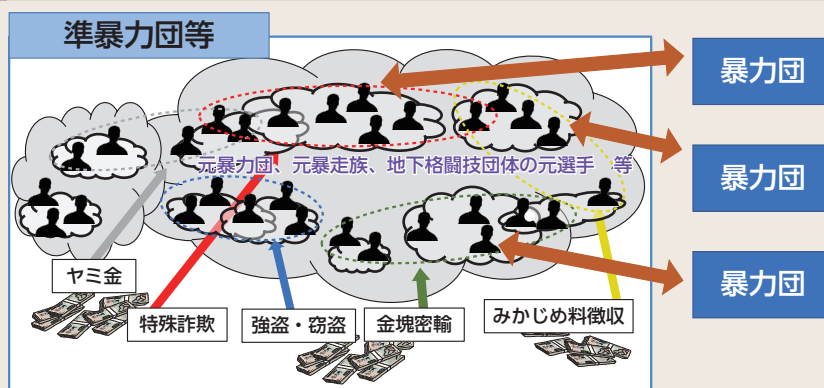
CASE ▶

貸金業を営む男(59)をリーダーとする集団は、借用名目で金銭をだまし取る詐欺のほか、風俗営業店の無許可営業や覚醒剤密売等を敢行していた。令和元年5月までに、同男を含むメンバーら合計51人を、詐欺罪のほか、風営適正化法違反(無許可営業)や覚醒剤取締法違反(営利目的譲渡)等で逮捕した(山口)。

準暴力団等は、犯罪ごとにメンバーが離合集散を繰り返すなど、そのつながりが流動的である点で、明確な組織構造を特徴とする暴力団と異なる。準暴力団等には、暴走族の元構成員や地下格闘技団体の元選手等を中核とするものがみられるほか、暴力団構成員や元暴力団構成員がメンバーとなっている場合もある。

準暴力団等の中には、特殊詐欺や組織窃盗等の違法な資金獲得活動によって蓄えた資金を、更なる違法活動や自らの風俗営業等の事業資金に充てるなど、活発な資金獲得活動を行っていることがうかがわれる集団が数多くみられる。また、資金の一部を暴力団に上納するなど、暴力団と関係を持つ実態も認められるほか、暴力団構成員が準暴力団等と共謀して犯罪を行っている事例もあり、このような準暴力団等の中には、暴力団と準暴力団等との結節点の役割を果たす者が存在するとみられる。

図表3-7 準暴力団等の特徴



注：準暴力団及びこれに準ずる集団

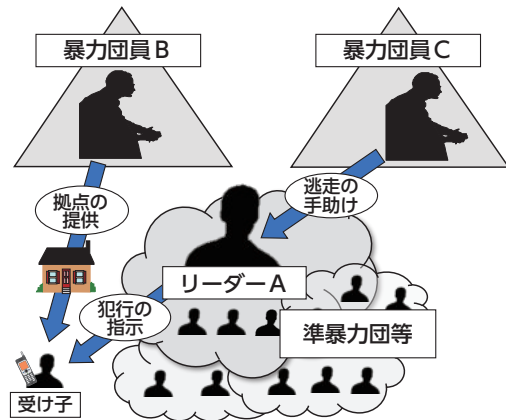
memo

暴力団と関係を持つ準暴力団等の例

建設業を営む男A（22）をリーダーとする集団は、特殊詐欺事件を敢行しており、Aは複数の暴力団員とのつながりを持っていることが把握されていた。群馬・栃木・長野県警察は、令和元年10月までに、Aを含む同集団のメンバーら10人を詐欺罪等で逮捕したほか、Aとつながりを持つ暴力団員2人についても捜査を推進し、逮捕するに至った。

Aとつながりを持つ暴力団員のうち、任侠山口組（令和2年2月、絆會と改称）傘下組織の幹部の男B（41）については、Aから犯行指示を受けた「受け子」が使用するための拠点を、暴力団員であることを秘して不正に貸借していたことから、令和元年6月、詐欺罪で逮捕した。

また、別の暴力団員である稲川会傘下組織の構成員の男C（44）については、特殊詐欺事件で公判係属中のAが保釈逃亡した際に、逃走を手助けしていたことから、同年9月、犯人隠避罪で逮捕した。



(2) 警察の取組

警察では、準暴力団等の動向を踏まえ、繁華街・歓楽街対策、特殊詐欺対策、組織窃盗対策、暴走族対策、少年非行対策等の関係部門間における連携を強化し、準暴力団等に係る事案を把握等した場合の情報共有を行い、部門の垣根を越えた実態解明の徹底に加え、あらゆる法令を駆使した取締りの強化に努めている。

memo

繁華街・歓楽街等における準暴力団等の取締り

準暴力団等の中には、繁華街・歓楽街等において、無許可の風俗営業店を営んだり、他の店舗の経営者らを襲撃したりするほか、強引な客引きや客に対する不当な高額請求、みかじめ料の徴収等を行っているものがある。警察では、こうした準暴力団等の情報の収集や集中取締りにより、準暴力団等の弱体化・壊滅を図っている。



繁華街パトロールの実施状況

CASE

風俗営業店の経営者の男（29）らを主要メンバーとする集団が、風俗営業店の利用客に対する恐喝や昏睡強盗等を行っているとの情報を入手したことから、部門の垣根を越えた歓楽街対策プロジェクトを立ち上げ、令和元年8月以降集中取締りを行った。同年12月に同男を風営適正化法違反（無許可営業）で検挙するなど、令和2年7月までに、同集団を含む準暴力団等のメンバー合計99人を検挙した（大阪）。

CASE

無職の男（21）をリーダーとする集団は、暴走族の元構成員等を中心に構成されており、不当に高額な料金を請求するガールズバーを営業するなどしていた。同集団は、警察の集中取締りにより解散届を提出したが、その後も主要メンバーが活動を継続していた。同男らは、令和2年5月、岡山県を拠点とする集団とともに、金属バット等を用いて風俗営業店の経営者らを襲撃した。同年10月までに、同男ら16人を凶器準備集合罪及び傷害罪で逮捕した（大阪）。

CASE

無職の男（37）をリーダーとする集団は、繁華街で営業を営む飲食店に対し、みかじめ料の名目で不当に金銭等を要求していた。同男らは、平成31年2月、飲食店の経営者に対して、「どこかの組と付き合いあるのか。ないのであれば俺らと付き合い」「俺の紹介するやつをこの店で働かせろ。キャッチをさせるから、そのキャッチが連れてきた客の売上げの50%を払え」などと、みかじめ料の徴収目的で脅迫した。令和元年6月、同男ら5人を恐喝罪等で逮捕した（警視庁、徳島）。

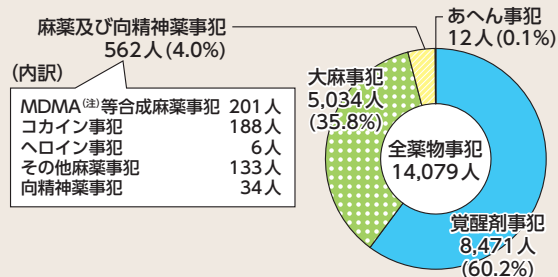
第2節

薬物銃器対策

1 薬物情勢

令和2年（2020年）中の薬物事犯の検挙人員は1万4,079人と、引き続き高い水準にあり、我が国の薬物情勢は依然として厳しい状況にある。薬物は、乱用者の精神や身体をむしばむばかりでなく、幻覚、妄想等により、乱用者が殺人、放火等の凶悪な事件や重大な交通事故等を引き起こすこともあるほか、薬物の密売が暴力団等の犯罪組織の資金源となることから、その乱用は社会の安全を脅かす重大な問題である。

図表3-8 薬物事犯の検挙人員（令和2年）



注：化学名「3,4-メチレンジオキシメタンフェタミン（3,4-Methylenedioxyamphetamine）」の略名。本来は白色粉末であるが、様々な着色がなされ、文字や絵柄の刻印が入った錠剤の形で密売されることが多い。

（1）犯罪組織等の動向

① 暴力団による薬物事犯

令和2年中の暴力団構成員等による薬物事犯の検挙人員は4,387人と、前年より189人（4.1%）減少した。このうち、覚醒剤事犯の検挙人員は3,577人と、前年より161人（4.3%）減少したものの、覚醒剤事犯の総検挙人員の42.2%を占めていることから、依然として覚醒剤事犯に暴力団が深く関与していることがうかがわれる。また、暴力団構成員等による大麻事犯の検挙人員は751人と、総検挙人員の14.9%を占めており、前年より29人（3.7%）減少したものの、大麻栽培事犯の検挙人員は46人と前年より4人（9.5%）増加していることなどから、暴力団が大麻事犯への関与を強めていることがうかがわれる。

② 来日外国人による薬物事犯

令和2年中の来日外国人による薬物事犯の検挙人員は525人と、前年より224人（29.9%）減少した。このうち、覚醒剤の営利目的輸入事犯の検挙人員は50人であり、国籍・地域別で見ると、ベトナム及び香港の比率が高く、合わせて全体の48.0%を占めている。また、令和2年中の来日外国人による覚醒剤の密売関連事犯^{（注）}の検挙人員は18人と、前年より15人（45.5%）減少した。国籍・地域別で見ると、ベトナム及びブラジルの比率が高く、合わせて全体の55.6%を占めている。

CASE

イスラエル人の男（58）らは、令和2年9月、南アフリカ共和国から海上コンテナで工作機械に隠匿された覚醒剤を密輸入した。同年11月までに、同男らを覚醒剤取締法違反（営利目的輸入）等で検挙し、覚醒剤約237.4キログラムを押収した（神奈川、千葉）。



押収された覚醒剤

注：営利目的所持、営利目的譲渡し及び営利目的譲受け

(2) 薬物密輸入事犯の検挙状況

令和2年中の薬物密輸入事犯の検挙件数は218件と、前年より245件（52.9%）減少し、検挙人員は235人と、前年より263人（52.8%）減少した。

覚醒剤密輸入事犯の検挙状況の推移は、図表3-9のとおりである。令和2年中は、薬物密輸入事犯の検挙件数・検挙人員が前年に比べ大幅に減少したが、薬物事犯全体の検挙状況に大幅な変動はみられず、薬物に対する根強い需要が存在しているものと考えられる。

図表3-9 覚醒剤密輸入事犯の検挙状況の推移（平成23年（2011年）～令和2年）

区分	年次	平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2
検挙件数（件）		185	120	119	150	73	82	126	127	273	73
	うち航空機利用によるもの	151	81	96	121	44	41	84	80	189	25
	構成比（%）	81.6	67.5	80.7	80.7	60.3	50.0	66.7	63.0	69.2	34.2
検挙人員（人）		216	170	160	176	96	97	153	157	333	114
	うち暴力団構成員等	39	20	30	25	19	11	14	32	36	20
	うち来日外国人 ^{（注）}	139	106	113	127	56	65	109	99	239	58
押収量（kg）		310.7	332.2	816.1	448.0	394.6	1,428.4	1,073.4	784.4	609.5	418.2

注：我が国に存在する外国人のうち、定着居住者（永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者）、在日米軍関係者及び在留資格不明者を除いた外国人

(3) 薬物事犯別の検挙状況

① 覚醒剤事犯

令和2年中、覚醒剤事犯の検挙人員は前年より減少したが、全薬物事犯の検挙人員の60.2%を占めている。また、押収量は437.2キログラムと、前年より1,855.9キログラム減少した。覚醒剤事犯の特徴としては、検挙人員のうち約4割を暴力団構成員等が占めていることのほか、30歳代以上の検挙人員が多いことや、他の薬物事犯と比べて再犯者の占める割合が高いことが挙げられる。

② 大麻事犯

大麻事犯の検挙人員は7年連続で増加し過去最多となっており、覚醒剤事犯に次いで検挙人員の多い薬物事犯である。近年では、面識のない者同士がSNSを通じて連絡を取り合いながら大麻の売買を行う例もみられる。大麻事犯の特徴としては、他の薬物事犯と比べて、検挙人員のうち初犯者や20歳代以下の若年層の占める割合が高いことが挙げられる。

図表3-10 各種薬物事犯の検挙状況の推移（平成28年～令和2年）

区分	年次	平成28	29	30	令和元	2
覚醒剤事犯	検挙人員（人）	10,457	10,113	9,868	8,584	8,471
	粉末押収量（kg）	1,495.4	1,118.1	1,138.6	2,293.1	437.2
大麻事犯	検挙人員（人）	2,536	3,008	3,578	4,321	5,034
	乾燥大麻（kg）	133.1	176.3	280.4	350.2	265.1
	押収量 大麻樹脂（kg）	0.9	20.7	2.9	12.8	3.4
	大麻草（本）	13,660	17,324	4,456	8,074	9,893
麻薬及び向精神薬事犯	MDMA等合成麻薬	検挙人員（人）	38	42	50	201
		押収量（錠）	5,021	3,181	12,303	73,935
	コカイン	検挙人員（人）	142	177	197	205
		押収量（kg）	18.3	9.6	42.0	34.9
	ヘロイン	検挙人員（人）	0	9	10	6
		押収量（kg）	0.0	70.3	0.0	14.8
	向精神薬	検挙人員（人）	63	49	34	44
		押収量（錠）	2,803	2,581	10,859	55
	あへん事犯	検挙人員（人）	6	12	1	2
		押収量（kg）	0.7	0.0	0.0	0.0

2 薬物対策

(1) 供給の遮断

我が国で乱用されている薬物の大半が海外から流入していることから、警察では、これを水際で阻止するため、税関、海上保安庁等の関係機関との連携を強化するとともに、国際捜査共助等の積極的な実施や国際会議への参加を通じた情報交換等による国際捜査協力を推進している。令和2年中は、国連麻薬委員会（CND）^(注1)や国連薬物・犯罪事務所（UNODC）^(注2)主催の会議等に参加した。

また、薬物犯罪組織の壊滅を図るため、通信傍受等の組織犯罪の取締りに有効な捜査手法を積極的に活用し、組織の中核に迫る捜査を推進している。さらに、薬物犯罪組織に資金面から打撃を与えるため、麻薬特例法の規定に基づき、業として行う密輸・密売等^(注3)やマネー・ローンダリング事犯の検挙、薬物犯罪収益の没収^(注4)・追徴^(注5)等の対策を推進している。

このほか、インターネットを利用した薬物密売事犯対策として、サイバーパトロールやインターネット・ホットラインセンター（IHC）^(注6)からの通報等により薬物密売情報の収集を強化し、密売人の取締りを推進している。

(2) 需要の根絶

警察では、薬物乱用者を厳しく取り締まるとともに、広報啓発活動を行い、社会全体から薬物乱用を排除する気運の醸成を図っている。

また、薬物事犯で検挙された者やその家族等の希望に応じて、薬物乱用防止のための相談先等を記載した資料を配付するなど、薬物再乱用防止に向けた相談活動の充実を図っている。



薬物再乱用防止のための広報資料

注1：Commission on Narcotic Drugsの略。国連経済社会理事会の下部機関として昭和21年（1946年）に設立された機関であり、53か国が構成員となっている。薬物関連諸条約履行の監視、薬物統制の強化に関する勧告等薬物規制に係る政策を決定している。

注2：United Nations Office on Drugs and Crimeの略。平成9年（1997年）に設立された、国連において薬物問題を包括的かつ一体的に取り組む機関

注3：通常の密輸・密売等より重く処罰することができ、また、一連の行為を集合犯として捉え、その間の薬物犯罪収益総体が没収・追徴の対象となる。

注4：財産を剥奪して国庫に帰属させる処分を内容とする財産刑

注5：財産の全部又は一部を没収することができない場合に、その価額の納付を強制する処分

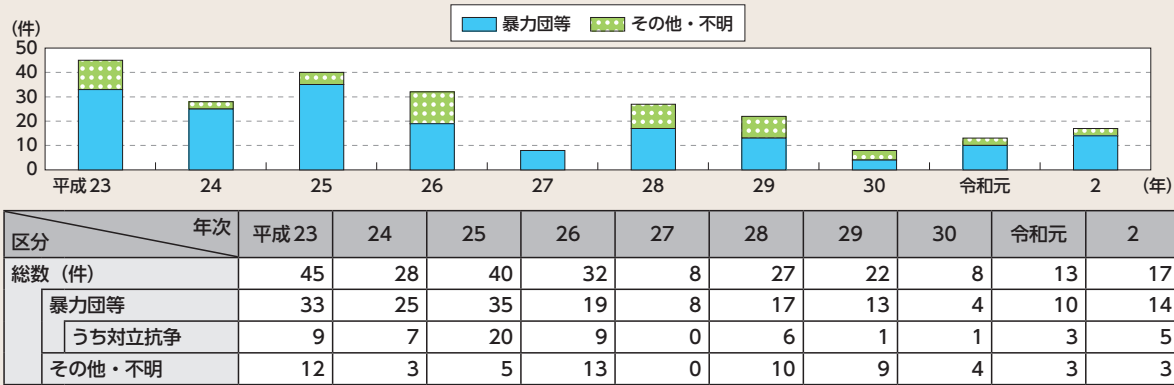
注6：22頁参照（特集2）

3 銃器情勢とその対策

(1) 銃器情勢

令和2年中は、銃器発砲事件が17件発生し、このうち、暴力団等によるとみられる事件が繁華街や住宅街において14件発生している。

図表3-11 銃器発砲事件の発生状況の推移（平成23年～令和2年）



注1：数値は、いずれも令和3年5月末現在のもの
注2：「暴力団等」の欄は、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件数を示し、暴力団構成員等による銃器発砲事件数及び暴力団の関与がうかがわれる銃器発砲事件数を含む。
注3：「対立抗争」の欄は、対立抗争事件に起因するとみられる銃器発砲事件数を示す。
注4：「その他・不明」の欄は、暴力団等によるとみられるもの以外の銃器発砲事件数を示す。

図表3-12 銃器発砲事件による死傷者数の推移（平成23年～令和2年）

区分	年次	平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2
死傷者数 (人)		18 (11)	16 (6)	8 (5)	10 (7)	4 (0)	11 (8)	8 (5)	3 (2)	12 (3)	9 (3)
死者数		8 (6)	4 (1)	6 (5)	6 (6)	1 (0)	5 (3)	3 (2)	2 (2)	4 (0)	4 (3)
負傷者数		10 (5)	12 (5)	2 (0)	4 (1)	3 (0)	6 (5)	5 (3)	1 (0)	8 (3)	5 (0)

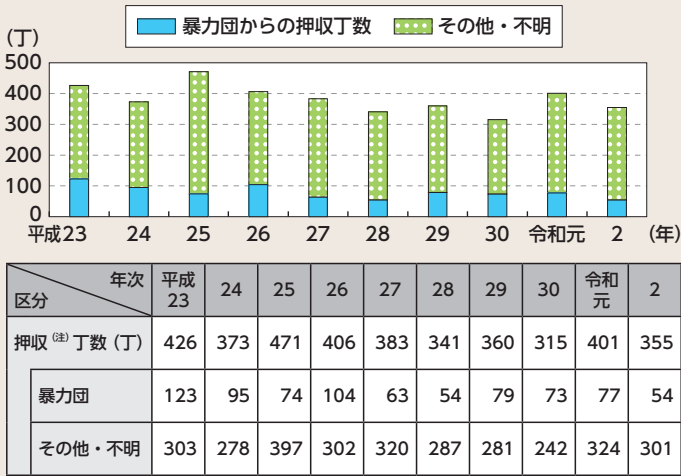
注：括弧内は、暴力団構成員等以外の者の死者数・負傷者数を内数で示す。

(2) 銃器対策

拳銃の押収丁数の推移は、図表3-13のとおりである。近年、押収丁数全体及び暴力団からの押収丁数^(注)は、増減を繰り返しながら、ほぼ横ばいで推移している。

銃器に対する厳しい規制は、我が国の良好な治安の根幹を支えるものであるところ、警察では、暴力団等の犯罪組織が所持・管理する銃器の摘発に重点を置いた取締りを行うとともに、関係機関と連携した活動等により、銃器犯罪の根絶と違法銃器の排除を広く国民に呼び掛け、国民の理解と協力の確保に努めるなど、総合的な銃器対策を推進している。

図表3-13 拳銃押収丁数の推移（平成23年～令和2年）



注：任意提出による押収を含む。

注：暴力団が管理している拳銃と認められるものの押収丁数

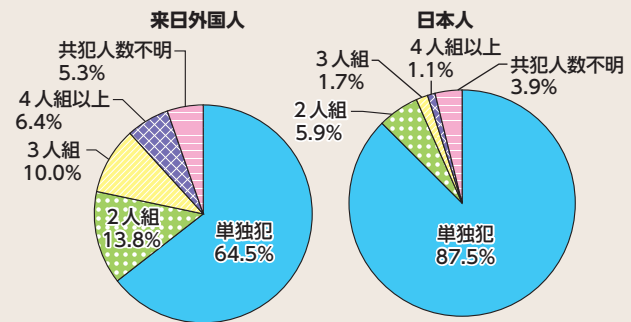
1 来日外国人犯罪の情勢

(1) 来日外国人犯罪の組織化の状況

令和2年(2020年)中の来日外国人による刑法犯の検挙件数に占める共犯事件の割合は35.5%と、日本人(12.5%)の約2.8倍に上っている^(注1)。罪種別にみると、万引きで40.1%と、日本人(3.1%)の約12.9倍に上る。

このように、来日外国人による犯罪は、日本人によるものと比べて組織的に敢行される傾向がうかがわれる。

図表3-14 来日外国人と日本人の刑法犯における共犯率の違い(令和2年)



(2) 組織の特徴

来日外国人で構成される犯罪組織についてみると、出身国や地域別に組織化されているものがある一方で、より巧妙かつ効率的に犯罪を敢行するため、様々な国籍の構成員が役割を分担するなど、構成員が多国籍化しているものもある。このほか、面識のない外国人同士がSNSを通じて連絡を取り合いながら犯行に及んだ例もみられる。

また、犯罪行為や被害の発生場所等の犯行関連場所についても、日本国内にとどまらず複数の国に及ぶものがある。特に近年は、他国で敢行された詐欺事件による詐欺金の入金先口座として日本国内の銀行口座を利用し、詐欺金入金後にこれを日本国内で引き出してマネー・ロンダリングを敢行するといった事例があるなど、世界的な展開がみられる。

(3) 犯罪インフラ^(注2)の実態

来日外国人で構成される犯罪組織が関与する犯罪インフラ事犯には、地下銀行による不正な送金、偽装結婚、偽装認知、不法就労助長、旅券・在留カード等偽造等がある。

地下銀行は、不法滞在者等が犯罪収益等を海外に送金するために利用されている。また、偽装結婚、偽装認知及び不法就労助長は、在留資格の不正取得による不法滞在等の犯罪を助長しており、これを仲介して利益を得るブローカーや暴力団が関与するものがみられるほか、近年では、在留資格の不正取得や不法就労を目的とした難民認定制度の悪用が疑われる例も発生している。偽造された旅券・在留カード等は、身分偽装手段として利用されるほか、不法滞在者等に販売されることもある。

CASE

中国人の男(37)らは、令和2年4月、不法残留のベトナム人の男(30)に偽造在留カードを販売した。同年7月までに、同中国人の男ら2人を入管法違反(偽造在留カード提供等)で、同ベトナム人の男を入管法違反(偽造在留カード收受等)で、偽造在留カードの販売代金の入金口座を管理していた中国人の女(42)を犯罪収益移転防止法違反(預貯金口座等譲受)でそれぞれ逮捕した(兵庫・埼玉・大阪)。



注1：来日外国人と日本人の共犯事件については、主たる被疑者の国籍・地域により、来日外国人による共犯事件であるか、日本人による共犯事件であるかを分類して計上している。

注2：110頁参照(第2章)

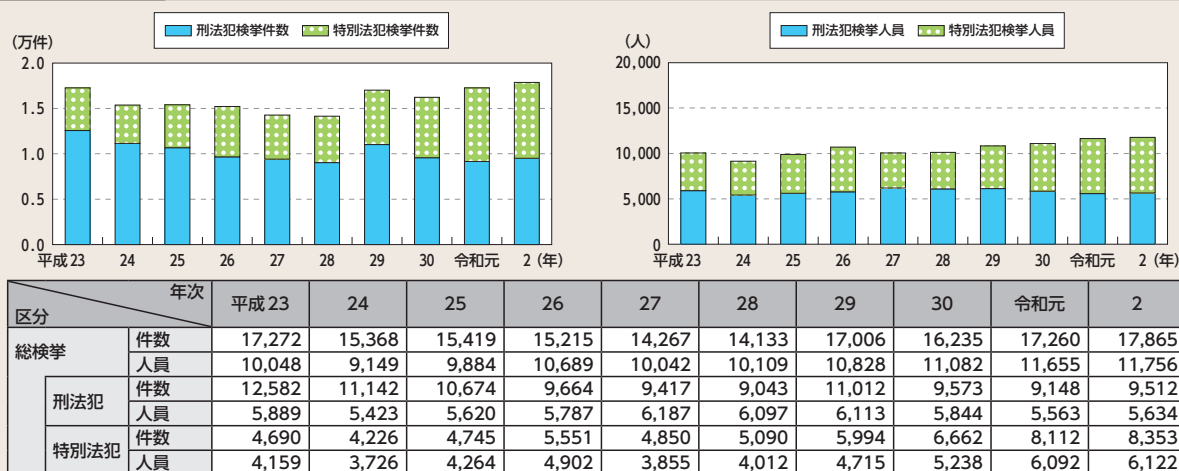
2 来日外国人犯罪の検挙状況

(1) 全般的傾向

来日外国人犯罪の検挙状況の推移は、図表3-15のとおりである。検挙件数及び検挙人員については、ともに近年はほぼ横ばいで推移してきたが、特別法犯の検挙件数・検挙人員の増加を受け、微増傾向にある。

令和2年について、刑法犯の検挙状況をみると、検挙件数・検挙人員ともに前年より増加した。検挙件数が増加した主な要因としては、中国人、韓国人等による窃盗犯が増加したことが挙げられ、検挙人員が増加した主な要因としては、ベトナム人による窃盗犯等が増加したことが挙げられる。また、特別法犯の検挙状況をみると、検挙件数・検挙人員ともに増加し、その主な要因としては、ベトナム人による入管法違反が増加したことが挙げられる。

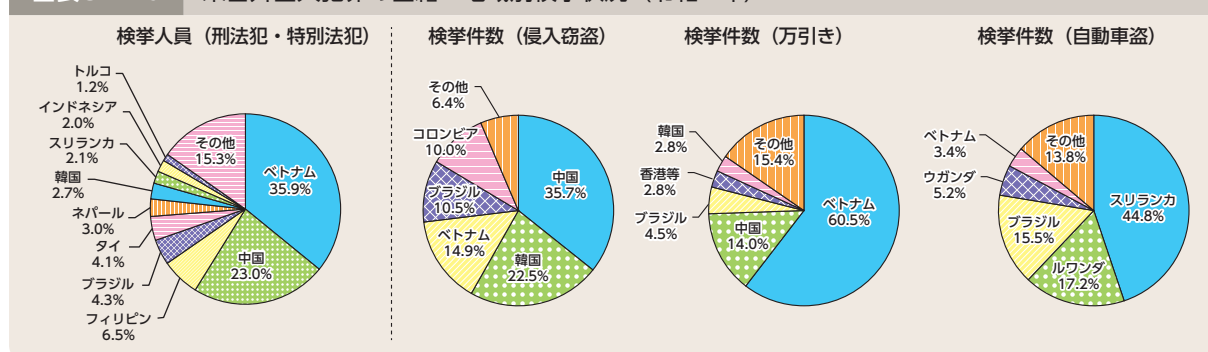
図表3-15 来日外国人犯罪検挙状況の推移（平成23年（2011年）～令和2年）



(2) 国籍・地域別検挙状況

令和2年中の来日外国人犯罪の検挙状況を国籍・地域別にみると、図表3-16のとおりである。検挙件数・検挙人員ともに、ベトナム及び中国の2か国で全体の約6割を占めている^(注)。また、刑法犯検挙件数（罪種別）をみると、侵入窃盗では中国及び韓国、万引きではベトナム、自動車盗ではスリランカが高い割合を占めている。

図表3-16 来日外国人犯罪の国籍・地域別検挙状況（令和2年）



CASE

ベトナム人の男（27）らは、令和元年10月、知人のベトナム人に対し頭部等を殴る暴行を加えるなどして、車両で連れ去り、アパートの一室に監禁した。令和2年3月までに、同男4人を監禁罪等で逮捕した（愛知）。

注：令和2年6月末現在、入管法上の在留資格をもって我が国に在留する外国人のうち、永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者を除いた者（約179.9万人）の国籍・地域別の割合は以下のとおり。

中国28.0%、ベトナム22.7%、フィリピン8.5%、ブラジル5.3%、ネパール5.1%、韓国4.6%、インドネシア3.3%、米国2.3%、台湾2.0%、インド1.9%、その他16.3%（出入国在留管理庁作成資料を基に警察庁が集計）

3 国際組織犯罪に対処するための取組

(1) 国内関係機関との連携

警察では、事前旅客情報システム（APIS）^(注)等を活用して関係機関と連携した水際対策を行っている。出入国在留管理庁との間では、被疑者が国外に逃亡するおそれのある場合の手配や、偽装滞在者等に対する合同摘発を行うなど連携を図っている。また、税関との間では、不正輸出入を防止するための合同摘発を行うなど連携を図っている。

CASE

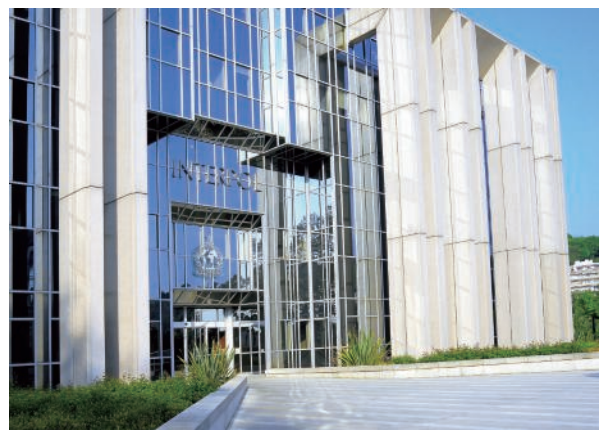
東京税関と連携し捜査したところ、ベトナム人の男（27）らが、令和2年11月、ベトナムから国際郵便でMDMAを密輸入していたことが判明した。同月、同男ら6人を麻薬特例法違反（規制薬物としての所持）で逮捕した（警視庁）。

(2) 外国捜査機関等との連携

複数の国・地域において犯罪を敢行する国際犯罪組織に対処するためには、関係国の捜査機関等との情報交換、捜査協力等が不可欠であり、警察では次のような取組を進めている。

① ICPOを通じた国際協力

ICPOは、各国の警察機関を構成員とし、犯罪の捜査における国際的な協力を目的とした機関であり、令和2年末現在、我が国を含む194の国・地域が加盟している。ICPOでは、国際犯罪に関する情報の収集と交換、犯罪対策のための国際会議の開催や国際手配書の発行等が行われている。警察庁は、捜査協力の実施のほか、ICPOが開催する国際組織犯罪対策に関連する様々な会合への参加、事務総局等への職員の派遣、分担金の拠出等により、ICPOの活動に貢献している。



ICPO事務総局（リヨン）（©INTERPOL）

図表3-17 主な国際手配書の種別



〔赤手配書〕
引渡し又は同等の法的措置を目的として、被手配者の所在の特定及び身柄の拘束を求めるもの



〔青手配書〕
事件に関連のある人物の人定、その所在地又は行動に関する情報を収集するもの



〔黄色手配書〕
行方不明者（主に未成年）の所在の特定又は自己の身元を特定することができない者の身元特定のため、情報を求めるもの



〔緑手配書〕
罪を犯した者で、その犯罪を他国で繰り返すおそれのある者に関する警告及び情報を提供するもの

注：Advance Passenger Information Systemの略。航空機で来日する旅客及び乗員に関する情報と関係省庁が保有する要注意人物等に係る情報を入国前に照合するシステム

② 外国捜査機関との連携

警察庁では、ICPOを通じた捜査協力のほか、外交ルート、刑事共助条約（協定）^(注1)及び国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約等を活用して、外国捜査機関に対して捜査共助^(注2)を要請するなどしている。

また、外国捜査機関との間で開催される二国間協議等に積極的に参加し、連携の強化を図っている。

図表3-18 ICPOを通じた捜査協力件数の推移（平成23年～令和2年）

	平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2
要請を受託した件数	2,343	2,752	2,920	3,021	1,993	1,698	1,815	1,693	1,545	1,277
要請した件数	412	504	473	371	318	294	327	445	424	385

注：数値は、各年末現在

図表3-19 捜査共助件数の推移（平成23年～令和2年）

	平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2
要請を受託した件数	24	53	34	37	36	37	32	63	38	43
要請した件数	45	59	138	77	53	83	109	156	186	169

注：数値は、各年末現在

(3) 国外逃亡被疑者等^(注3)の追跡

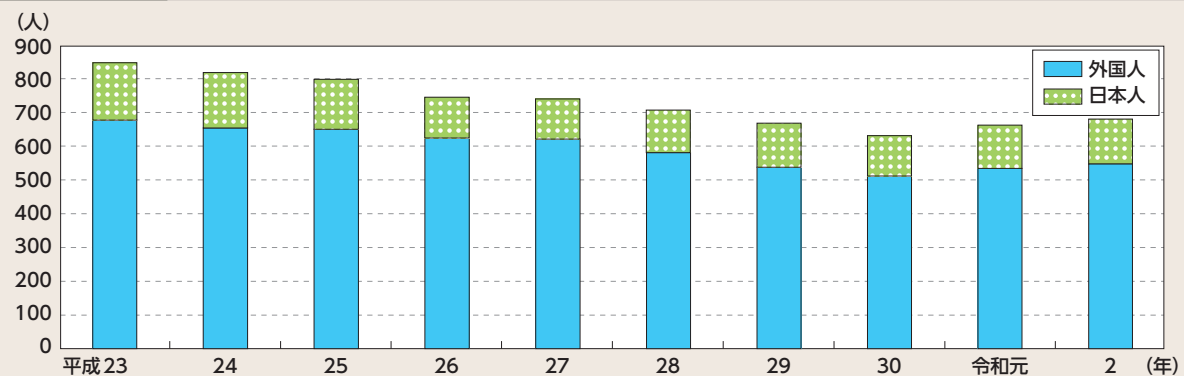
国外逃亡被疑者等の数の推移は、図表3-20のとおりである。

警察では、被疑者が国外に逃亡するおそれがある場合には、出入国在留管理庁に手配するなどして、出国前の検挙に努めている。また、被疑者が国外に逃亡した場合には、関係国の捜査機関との捜査協力を通じ、被疑者の所在確認等を行っており、所在が確認された場合には、犯罪人引渡条約^(注4)等に基づき被疑者の引渡しを受けるなどして、確実な検挙に努めている。

このような取組の結果、令和2年中は、出国直前の被疑者18人（うち外国人17人）のほか、国外逃亡被疑者61人（うち外国人26人）を検挙した。

このほか、事案に応じ、国外逃亡被疑者等が日本国内で行った犯罪に関する資料等を逃亡先国の捜査機関に提供するなどして、逃亡先国における国外犯処罰規定の適用を促し、犯罪者の「逃げ得」を許さないための取組を進めている。

図表3-20 国外逃亡被疑者等数の推移（平成23年～令和2年）



区分	年次	平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2
国外逃亡被疑者等数（人）		847	818	798	745	740	707	668	631	666	684
うち外国人		677	654	650	624	621	581	538	512	538	550

注：数値は、各年末現在

注1：227頁参照（第6章）

2：外国の要請により、当該外国の刑事事件の捜査に必要な証拠の提供をすること

3：日本国内で犯罪を行い、国外に逃亡している者（以下「国外逃亡被疑者」という。）及びそのおそれのある者であって、主として警察が捜査対象としている者

4：227頁参照（第6章）

第4節

犯罪収益対策

1 犯罪収益移転防止法に基づく活動

暴力団等の犯罪組織を弱体化させ、壊滅に追い込むためには、犯罪収益の移転を防止するとともに、これを確実に剥奪することが重要である。警察では、犯罪収益移転防止法、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法を活用し、関係機関、事業者、外国のFIU^(注1)等と協力しながら、総合的な犯罪収益対策を推進している。

(1) 犯罪収益移転防止法の適切な履行を確保するための措置

国家公安委員会では、犯罪収益移転防止法に基づいて、毎年、犯罪収益の移転に係る手口等に関する調査及び分析を行った上で、特定事業者^(注2)等が行う取引の種別ごとに、当該取引による犯罪収益の移転の危険性の程度等、当該調査及び分析の結果を記載した犯罪収益移転危険度調査書を作成し、公表している。

また、国家公安委員会では、関係機関と連携し、犯罪収益移転防止法に基づいて、顧客等の本人確認、疑わしい取引の届出等を行う特定事業者に対する研修会等を実施しているほか、特定事業者が同法上の義務に違反していると認めた場合、当該特定事業者に対して報告を求めるなどの必要な調査を行うとともに、当該特定事業者を所管する行政庁に対して、是正命令等を行うべき旨の意見陳述を行っている。

(2) 疑わしい取引の届出

犯罪収益移転防止法に定める疑わしい取引の届出制度^(注3)により特定事業者がそれぞれの所管行政庁に届け出た情報は、国家公安委員会が集約して整理・分析を行った後、都道府県警察、検察庁をはじめとする捜査機関等に提供され、各捜査機関等において、マネー・ローンダリング事犯の捜査等に活用されている。

疑わしい取引の届出の年間受理件数は、図表3-21のとおりであり、おおむね増加傾向にある。

図表3-21 疑わしい取引の届出状況の推移
(平成28年(2016年)～令和2年(2020年))

区分 \ 年次	平成28	29	30	令和元	2
年間受理件数(件)	401,091	400,043	417,465	440,492	432,202
年間提供件数(件)	443,705	446,085	460,745	467,762	461,687

注1：年間受理件数とは、国家公安委員会が特定事業者の所管行政庁から受理した疑わしい取引の届出件数をいう。

注2：年間提供件数とは、国家公安委員会が捜査機関等に提供した疑わしい取引の届出に関する情報の件数をいい、現に捜査中の事件に関する情報であるなどの理由から、提供を保留していた情報を再度整理・分析(再評価)し、提供可能と判断された情報について捜査機関等に提供した件数を含む。

図表3-22 都道府県警察の捜査において活用された疑わしい取引に関する情報の件数の推移(平成28年～令和2年)

年次	平成28	29	30	令和元	2
件数(件)	284,914	429,200	314,296	307,786	325,643

注1：Financial Intelligence Unit(資金情報機関)の略。疑わしい取引に関する情報を集約・分析して捜査機関等に提供する機関として各国が設置している。我が国のFIUは、国家公安委員会が担当している。

注2：犯罪収益移転防止法第2条第2項で規定されている事業者

注3：特定事業者のうち金融機関等、ファイナンスリース事業者、クレジットカード事業者、宅建物取引事業者、宝石・貴金属等取扱事業者、郵便物受取サービス業者、電話受付代行業者及び電話転送サービス事業者は、業務で收受した財産が犯罪収益である疑いがあると判断した場合等に所管行政庁へその旨を届け出ることが義務付けられている。

2 マネー・ローンダリング関連事犯の検挙状況

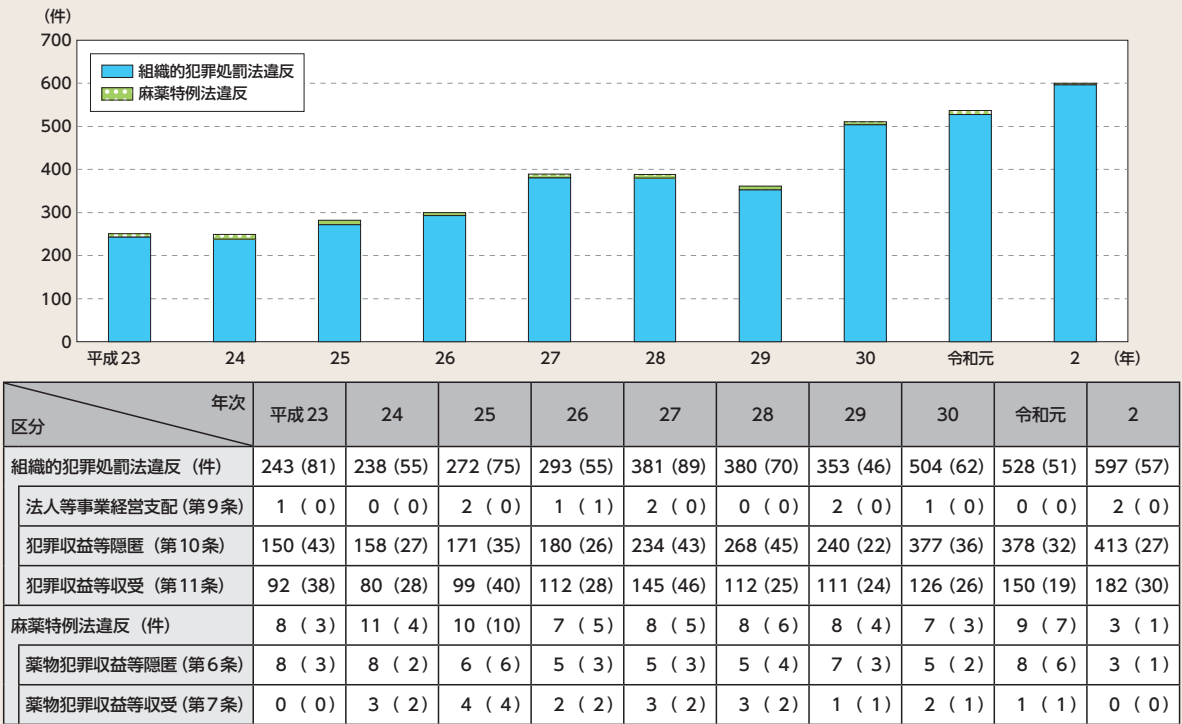
マネー・ローンダリングとは、一般に犯罪によって得た収益を、その出所や真の所有者が分からないようにして、捜査機関による収益の発見や検挙を逃れようとする行為である。我が国では、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法において、マネー・ローンダリングが罪として規定されている。

マネー・ローンダリング事犯の検挙件数は、図表3-23のとおりであり、令和2年中は600件（前年比63件（11.7%）増加）であった。前提犯罪^(注)別にみると、主要なものとしては窃盗に係るものが227件、詐欺に係るものが194件、電子計算機使用詐欺に係るものが73件、ヤミ金融事犯に係るものが28件となっている。

令和2年中におけるマネー・ローンダリング事犯の検挙件数のうち、暴力団構成員等が関与したものは58件で、全体の9.7%を占めている。前提犯罪別にみると、主要なものとしては詐欺に係るものが15件、ヤミ金融事犯に係るものが11件、賭博事犯に係るものが10件、窃盗に係るものが9件あり、暴力団構成員等が多様な犯罪に関与し、マネー・ローンダリング事犯を敢行している実態がうかがわれる。

また、令和2年中における来日外国人が関与したマネー・ローンダリング事犯は79件で、全体の13.3%を占めている。前提犯罪別にみると、主要なものとしては詐欺に係るものが34件、窃盗に係るものが23件、入管法違反に係るものが8件、電子計算機使用詐欺に係るものが6件あり、日本国内に開設された他人名義の口座を利用したり、偽名で盗品等を売却するなど、様々な手口を使ってマネー・ローンダリング事犯を行っている実態がうかがわれる。

図表3-23 マネー・ローンダリング事犯の検挙状況の推移（平成23年～令和2年）



注：括弧内は、暴力団構成員等によるものを示す。



会社従業員の男（20）らは、令和元年6月、役場職員等になりすましてだまし取ったキャッシュカードを利用し、被害者の預金口座から同男らが管理する別口座へ100万円を振替送金して隠匿した。令和2年7月、同男らを組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等隠匿）で逮捕した（警視庁）。

注：不法な収益を生み出す犯罪であって、その収益がマネー・ローンダリングの対象となるもの

3 犯罪収益の剥奪

犯罪収益が、犯罪組織の維持・拡大や将来の犯罪活動への投資等に利用されることを防止するためには、これを剥奪することが重要である。警察では、没収・追徴の判決が裁判所により言い渡される前に犯罪収益の隠匿や費消等が行われることのないよう、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に定める起訴前の没収保全措置を積極的に活用して没収・追徴の実効性を確保している。

(1) 没収・追徴の状況

第一審裁判所において行われる通常の公判手続における組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の没収・追徴規定の適用状況は、図表3-24のとおりである。

図表3-24 組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の没収・追徴規定の適用状況の推移（平成27年～令和元年）

	年次	没 収		追 徴		総 数	
		人員（人）	金額（千円）	人員（人）	金額（千円）	人員（人）	金額（千円）
組織的犯罪処罰法	平成27	86	1,581,286	76	2,542,167	162	4,123,454
	28	75	188,569	90	1,866,425	165	2,054,995
	29	99	360,734	73	2,463,508	172	2,824,242
	30	65	184,210	36	545,123	101	729,333
	令和元	89	1,005,016	77	988,705	166	1,993,721
麻薬特例法	平成27	56	11,025	199	194,243	255	205,269
	28	38	14,891	202	289,773	240	304,664
	29	36	39,291	192	317,231	228	356,522
	30	36	5,138	204	269,902	240	275,040
	令和元	41	4,101	227	520,023	268	524,125

注1：法務省資料による。

2：金額は、千円未満切捨てである。

3：共犯者に重複して言い渡された没収・追徴は、重複部分を控除した金額を計上している。

4：外国通貨は、判決日現在の為替レートで日本円に換算した。

(2) 起訴前の没収保全

令和2年中における起訴前の没収保全命令は、組織的犯罪処罰法で賭博事犯、入管法違反、窃盗、風営適正化法違反、詐欺、ヤミ金融事犯等に関して150件（前年比19件（11.2%）減少）発出され、麻薬特例法で18件（前年比10件（125.0%）増加）発出されている。

図表3-25 起訴前の没収保全命令の発出状況の推移（平成28年～令和2年）

区分 \ 年次	平成28	29	30	令和元	2
組織的犯罪処罰法（件）	183（34）	188（27）	206（27）	169（14）	150（20）
麻薬特例法（件）	16（12）	11（0）	17（5）	8（1）	18（6）

注：括弧内は、暴力団構成員等に係るものを示す。

CASE

飲食店経営の男（51）は、平成29年4月から令和2年2月にかけて、無許可で風俗営業店2店舗を営んでいた。令和2年3月、同男を風営適正化法違反（無許可営業）で検挙するとともに、押収した現金約140万円と預金債権等約2,110万円に対して、組織的犯罪処罰法の規定に基づく起訴前の没収保全命令が発出された（福岡）。

4 国際連携

国境を越えて敢行されるマネー・ローンダリングやテロ資金供与を防止するためには、各国が連携して対策を講ずることが不可欠である。このため、国際社会においては、FATF^(注1)、APG^(注2)、エグмонт・グループ等の枠組みの下、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策の国際的基準の策定、普及等が行われており、警察庁もこれらの活動に積極的に参画している。

(1) FATFの活動と警察庁の参画状況

FATFは、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策に関する国際協力を推進するため設置されている政府間会合であり、令和2年末現在、我が国を含む37の国・地域及び2国際機関が参加している。FATFは、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策として、各国が法執行、刑事司法及び金融規制の各分野において講ずるべき措置を、「FATF勧告」として示している。また、参加国における勧告の遵守の徹底のため、順次、各国に審査団を派遣して相互審査を実施しており、我が国に対しても過去に3回にわたって審査が実施された。4回目の審査については、令和元年10月から同年11月にかけて、審査団による現地調査が行われたところであり、令和3年6月の全体会合において審査結果報告書の討議・採択が実施された^(注3)。

警察庁では、全体会合等に職員を派遣し、マネー・ローンダリング対策等のための新たな枠組みづくりに向けた議論に積極的に参画している。

(2) APGの活動と警察庁の参画状況

APGは、アジア・太平洋地域のFATF非参加国・地域におけるマネー・ローンダリング対策等を強化・促進するために設置された機関であり、マネー・ローンダリング対策等に取り組む国・地域に対する支援等を行っている。令和2年末現在、我が国を含む41の国・地域が参加している。警察庁では、年次会合に職員を派遣し、最新のマネー・ローンダリングの手口・傾向等についての議論に参画している。

(3) エグмонт・グループの活動と警察庁の参画状況

エグмонт・グループは、各国のFIU間の情報交換、研修、専門知識に関する協力等を目的として設置された機関であり、令和2年末現在、我が国を含む166の国・地域のFIUが参加している。警察庁では、年次会合及び作業部会にそれぞれ職員を派遣し、FIU間の情報交換に係る行動規範等に関する議論に参画している。

(4) 外国のFIUとの情報交換

国境を越えて行われるマネー・ローンダリングやテロ資金供与を発見するためには、各国のFIUが保有する情報の積極的な交換が必要であることから、国家公安委員会は、外国のFIUとの連携を強化し、活発な情報交換を実施している。

また、令和2年末現在、107の国・地域のFIUとの間で情報交換のための枠組みを設定している。

注1：Financial Action Task Force（金融活動作業部会）の略

2：Asia/Pacific Group on Money Laundering（アジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ）の略

3：令和2年中に実施される予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、延期された。

警察活動の最前線



準暴力団等対策の先駆けとなった大阪府警捜査第四課捜査員達の執念

大阪府警察本部刑事部捜査第四課準暴力団対策第二担当準暴力団対策第四係
 なかうえ ともひろ
 仲上 知宏

拝命からの念願であった大阪府警の捜査第四課に配属され、昨年新設された準暴力団対策専従班で勤務を始めた矢先、大阪府下の準暴力団等による凶器準備集合・傷害事件が発生したことから、鼻息の荒い屈強な班員とともに、府民の大きな脅威である準暴力団等に対する捜査に着手することとなりました。

発生当日に合同捜査本部を設置し、班員全員が「絶対に捕まえる」という執念を燃やし、SNS等に対する捜査をはじめ、時代に即した捜査に尽力するとともに、取調官の粘り強い理詰めの取調べにより、主要幹部をはじめ16名の被疑者全員を割り出すことができました。

この事件はマスコミでも大きく取り上げられ、勢力を拡大し続ける準暴力団等に、「大阪では絶対に好き勝手をさせない」という府警の揺るぎない姿勢を示しました。今後、大阪ではIR誘致や万博開催を控えていますが、より一層暴力団排除活動を強化していくことはもちろん、あらゆる法令を駆使しながら準暴力団等の取締りも強化して、資金源の剥奪や組織の壊滅に努めていく所存です。



社会ネットワーク分析を活用した犯罪組織分析

警視庁組織犯罪対策部組織犯罪対策総務課情報分析2係
 せとやま こういち
 瀬戸山 浩一

現在、私は、情報分析室において、暴力団をはじめとした犯罪組織の壊滅・弱体化に向け導入している社会ネットワーク分析という手法を活用した犯罪組織分析に取り組んでいます。

社会ネットワーク分析は、個人の情報に主眼を置いたものではなく、人と人との関係性を可視化し、グループ内の中心人物やグループ間の関係を推定する分析手法であり、当室では、これまでの捜査や取締りを通じて集約してきた各種情報を基に犯罪組織のメンバーや周辺者等の人間同士の関係を図表化することで、真に影響力がある者、組織間の仲介者、潜在化しているグループ等の推定を行っています。この手法は、準暴力団等のような明確な組織形態が無く、人と人のつながりが流動的である組織の解明にも有効と考えられます。これまで社会ネットワーク分析により犯罪組織における「中心人物」を抽出し、それにターゲットを絞った捜査を展開して検挙するなど一定の成果を上げています。今後も更なる情報の収集と分析を深化させ、犯罪組織に真のダメージを与えられる対策に取り組んでいきたいと思っています。

